# 事 <br> 概 <br> <br> 要 

 <br> <br> 要}

平成 26 年度<br>（平成 25 年度実績）



広島県食肉衛生検査所

## ま え が き

広島県食肉衛生検査所の業務の推進につきましては，平素から格別の御協力と御理解を いただき，厚くお礼申し上げます。

さて，近年，期限切れ食肉，食品偽装あるいは異物混入に関する事件がしばしば大きく報道され，消費者の食品の安全性に対する関心はますます高まっています。このような状況の中，今年 4 月に当所が所管する，「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の省令が改正され，事業者等が講ずべき衛生措置の基準について従来の基準に加え，新たに HACCP（危害分析•重要管理点方式）を用いて衛生管理を行う場合の基準が規定されました。この改正により平成 27 年 4 月 1 日から，事業者はどちらかの基準 を選択し衛生管理を行うことになります。HACCP を用いて衛生管理を行うことにより，食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止につながるなど，食肉の安全性 の向上が期待されることから，と畜場及び食鳥処理場においても，HACCPを用いた衛生管理を普及させる必要があり，当所におきましても事業者等に対し適切に指導•助言をして いくことが重要であると考えています。

また，近隣国においては依然として高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などが継続して発生しており，今年国内においても複数の農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が認め られました。安全で安心な食肉を消費者に提供するためには，これらの伝染病がと畜場や食鳥処理場で発見された場合の対策を確実に推進するとともに，と畜検査，食鳥検査がよ り重要になります。

今後も引き続き食肉の安全•安心確保に向けて，検査技術の研鑽を積むことはもとより，積極的に衛生対策の推進を行い，消費者に対して食肉の安全性の理解つまり検査業務の理解を広めるために施設見学やホームページを利用した情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

ここに，平成 26 年度の事業概要を作成しましたので，御高覧いただければ幸いです。

平成 27 年 1 月

広島県食肉衛生検査所長 川西 秀則

## 目 次

## 第1章 総説

1 検査所の沿革 ..... － 1
2 組織と機構 ..... 2
（1）組織 ..... ． 2
（2）広島県行政機関設置条例 ..... 2
（3）広島県行政組織規則 ..... 2
3 職員の配置状況 ..... 2
4 業務の内容 ..... － 3
5 施設の状況 ..... －
6 主な検査用機械器具一覧表 ..... － 4
7 管内の状況 ..... 5
（1）位置図 ..... 5
（2）と畜場の概要 ..... 5
（3）大規模食鳥処理場の概要 ..... －
8 検査等手数料及び歳入状況 ..... 7
（1）検査等手数料の推移 ..... 7
（2）検查手数料歳入状況 ..... 7
第2章 事業の概要
1 事業概況 ..... 8
（1）と畜検査 ..... － 8
（2）食鳥検査 ..... 8
（3）試験室内検査 ..... 8
（4）衛生指導等 ..... －
（5）消費者等に対する衛生教育 ..... $\cdot 9$
（6）調査研究 ..... 9
2 と畜検査 ..... 9
（1）月別と畜検査頭数 ..... 9
（2）年度別と畜検査頭数 ..... $\cdot 9$
（3）と畜検査頭数の推移 ..... 10
（4）原因別処分状況 ..... $\cdot 11$
（5）年度別処分頭数 ..... 12
3 食鳥検査 ..... 13
（1）月別食鳥検査羽数 ..... 13
（2）年度別食鳥検査羽数 ..... 13
（3）検査羽数の推移 ..... 14
（4）年度別処分状況 ..... 14
（5）原因別処分状況 ..... 15
4 伝達性海綿状脳症（TSE）対策 ..... 16
5 試験室内検査 ..... 17
（1）と畜検査（種類別） ..... 17
（2）食鳥検査（種類別） ..... 17
（3）と畜検査（検査項目別） ..... 18
（4）食鳥検査（検査項目別） ..... 19
（5）牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査 ..... 20
（6）モニタリング検査 ..... 20
ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査 ..... 20
イ 牛枝肉及び施設等の微生物汚染実態検査 ..... 20
ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査 ..... 20
エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査 ..... 21
才 牛血液性状検査 ..... 21
力 食鳥及び施設等の微生物汚染実態調査（大規模食鳥処理施設） ..... 21
6 衛生指導等 ..... 22
（1）三次食肉加工センターに対する衛生指導 ..... 22
（2）伝染性海綿状脳症及び口蹄疫対策 ..... 22
（3）消費者等に対する衛生教育 ..... 22
（4）鳥インフルエンザ対策 ..... 22
（5）認定小規模食鳥処理場立入検査 ..... 22
（6）認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況 ..... 22
第3章 調査及び研究
1 平成 25 年度の調査研究発表 ..... 23
A食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況 ..... 23
BSE に関する意識調査と情報発信の検討 ..... 26
2 調査研究発表（平成 16 年度～平成 25 年度） ..... 29
第4章 その他の参考資料
三次食肉加工センター使用料および解体料 ..... 31

検査所案内 $\cdot$ ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 32

$$
\text { 第 } 1 \text { 章 総説 }
$$

## 1 検査所の沿革

昭和 46 年 2 月 広島県長期総合計画により，西部（広島），東部（備後），北部（備北）， の 3 流通圏に各々と畜場を統合整備し，近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し，食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和 49 年 4 月 広島県三次食肉衛生検査所として，と畜検査員 3 名，非常勤と畜検査員 1 名で発足
昭和 49 年 8 月 庁舎竣工（面積 $121.5 \mathrm{~m}^{2}$ ，補強コンクリートブロック平屋建）
昭和52年7月 実 験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和 53 年 4 月 と畜検査員 1 名増員
昭和 55 年 1 月 検査保留用冷凍冷蔵庫建設
（有効面積 冷凍庫 $9 \mathrm{~m}^{2}$ ，冷蔵庫 $4.8 \mathrm{~m}^{2}$ 平成 11 年増改築に伴い撤去）
昭和 55 年 3 月 敷地（ $1,270 \mathrm{~m}^{2}$ ）取得
昭和 56 年 4 月 と畜検査員 1 名，非常勤と畜検査員 1 名増員
昭和 57 年 1 月 検査棟の建設（ $80 \mathrm{~m}^{2}$ ），敷地の整備
昭和57年3月 検査用機械器具の充実整備
昭和 59 年 4 月 広島県行政組織規則の一部改正により，従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して，広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和 59 年 4 月 福山市三吉町に東部支所を設置し，と畜検査員 5 名，非常勤と畜検査員 1名を配置
昭和 63 年 4 月 東部支所にと畜検査員 1 名減員，非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 2 年 3 月 府中市食肉センター廃止
平成 3 年 4 月 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い，食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され，本所と東部支所に食鳥検査員各1名を配置

平成 4 年 1 月 竹原市忠海と畜場廃止
平成 4 年 4 月 食鳥検査員 3 名（本所 2 名，東部支所 1 名），非常勤食鳥検査員 7 名（本所 5 名，東部支所 2 名）を配置し，食鳥検査を開始
平成 5 年 3 月 本所に理化学検査室，女子更衣室，女子便所，車庫を増築
平成 8 年 4 月 本所の検査員 1 名増員，食品衛生法第 17 条第 1 項及び第 22 条委任
平成 10 年 4 月 福山市の中核市移行に伴い，東部支所の検査員 2 名減員
平成 11 年 1 月 本所の増改築工事着工（平成 11 年 9 月竣工）
平成11年4月 東部支所廃止
平成12年3月尾道市営と畜場廃止
平成 13 年 4 月 と畜検査員 1 名減員
平成13年10月牛海綿状脳症（BSE）全頭スクリーニング検査開始
平成15年6月 大規模食鳥処理施設1施設廃止
平成15年8月 と畜検査員1名減員
平成 16 年 3 月 高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成17年9月食肉衛生検査所ホームページ開設
平成 21 年 3 月 三次食肉加工センターにおける豚処理業務の廃止
平成 21 年 4 月 と畜検査員 1 名，非常勤と畜検査員 1 名減員
平成 22 年 4 月 と畜検査員 1 名減員，非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 25 年 7 月 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査対象月齢を 48 ヶ月齢超に変更

## 2 組織と機構

（1）組織（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（2）広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい （食肉衛生検査所）
第7条 地方自治法第156条第1項の規定により，食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため，食肉衛生検査所を置く。
2 食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
| :--- | :--- | :--- |
| 広島県食肉衛生検査所 | 三次市粟屋町 | 広島市，呉市及び福山市を除く県内全域 |

（3）広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい第5款 食肉衛生検査所
（名称，位置及び所管区域）
第60条 行政機関設置条例第7条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりである。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
| :--- | :--- | :--- |
| 広島県食肉衛生検査所 | 三次市粟屋町 | 広島市，呉市及び福山市を除く県内全域 |

（所掌事務）
第 61 条 食肉衛生検査所は，次に掲げる事務を所掌する。
1 獣畜のとさつ又は解体に伴ら検査に関すること。
2 獣畜の肉，内臓等の検査に関すること。
3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
4 食鳥検査に関すること。
5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
6 前各号のほか，獣畜のとさつ及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

## 3 職員の配置状況（平成26年3月31日現在）

| 常 勤 職 員 |  |  |  |  |  | 非 常 勤 職 員 |  | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 所 長 | 次長 | 専門員 | 事業推進員 | 主任 | 技師 | と畜検査員 | 食鳥検查員 |  |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 6 | 15 |

## 4 業務の内容

（1）と 畜 検 査……生体，解体前及び解体後検査
（2）食 鳥 検 査…．．生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
（3）試験室内検査……細菌，理化学，病理組織及び BSEスクリーニング検査
（4）残留抗菌性物質等の検査•措置
（5）食鳥処理場の認定事務及び監視指導
（6）と畜業者，とさつ解体従事者及びと畜場の衛生指導
（7）人畜共通感染症等の調査研究
（8）検査結果の統計処理及び関係機関•生産者等へのフィードバック
（9）消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況
（1）所在 地 広島県三次市粟屋町1911－1
（2）敷地面積 $1,270 \mathrm{~m}^{2}$
（3）建 物 鉄筋コンクリート2階建て（1階361．89 m²，2階 $277.5 \mathrm{~m}^{2}$ ）
（4）敷地建物の配置図

1 階
（361．89 m${ }^{2}$ ）


2 階
（277．5 m${ }^{2}$ ）


6 主な検査用機械器具一覧表

| 品 名 | 数 量 | 品 名 | 数 量 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| DNA 増幅装置 | 1 | pH 測定器 | 1 |
| アスピレーター | 2 | アルミブロック恒温槽 | 3 |
| クリオスタット | 1 | 血球計算器 | 1 |
| ストマッカー | 2 | スライド製作機 | 1 |
| パラフィン溶融器 | 1 | 電気泳動槽 | 1 |
| ピペット洗浄器 | 2 | 比色計 | 1 |
| プレートリーダー | 2 | 倠卵器 | 3 |
| ミクロトーム | 1 | プレートウォッシャー | 1 |
| 安全キャビネット | 1 | 滅菌器 | 6 |
| 撹拌器 | 3 | 遠心分離機 | 5 |
| 顕微鏡 | 6 | 吸光光度計 | 1 |
| 顕微鏡テレビ装置 | 1 | 顕微鏡写真装置 | 3 |
| 恒温器 | 8 | 顕微鏡投影器 | 1 |
| 自動定量式ピペット | 6 | 高速クロマトグラフィー | 1 |
| 小型インキュベーター | 1 | 純水製造装置 | 2 |
| 振盪器 | 2 | 実体顕微鏡 | 1 |
| 臓器撮影装置 | 1 | 冷蔵庫 | 4 |
| 超音波清浄器 | 1 | 卓上細胞破砕機 | 1 |
| 電気定温乾燥器 | 1 | ディープフリーザ | 1 |
| 濃縮器 | 2 | ドラフトチャンバー | 1 |
| 科 | 6 | 培養器 | 1 |
| 分析装置 | 1 | パラフィン伸展器 | 3 |
| 包埋装置 | 1 | 分注器 | 8 |
| 落射蛍光顕微鏡 | 1 | ホモジナイザ | 3 |
| 冷蔵ショーケース | 1 | 万過装置 | 1 |
|  |  | 発電機 | 1 |

7 管内の状況（平成 26 年 3 月 31 日）現在
所管区域は，県内全域（広島市•呉市•福山市を除く）。
（1）位置図

（2）と畜場の概要

| と畜 場 名 | $\begin{array}{ll} \text { と 畜 場 } \\ \text { 番 } & \text { 号 } \end{array}$ | 所 在 地 | 面 積（ $\mathrm{m}^{2}$ ） |  | 浄化槽能力 <br> （ $\mathrm{t} /$ 日） | 処理能力（頭）/ 日 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 敷 地 | 建 物 |  | $\begin{gathered} \text { 大 動 } \\ \text { 物 } \end{gathered}$ | 小 $_{\text {小物 }}$ 動 |
| 全国農業協同組合連合会広島県本部三次食肉加工 センター | 11 | 三 次 市 <br> 粟 屋 町 1905 番地 | 14，305．0 | 3，743．8 | 770 | 25 | 300 |

（3）大規模食鳥処理場の概要

| 処 理 場 名 | 所 在 地 | 1 日平均処理羽数 <br> （羽） | 食鳥処理管理者数 （人） | 浄化槽能 力 （ t ／日） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 広島食鶏事業協同組合 | 三原市新倉二丁目 16 番 1 号 | 10，000 | 16 | 300 |
| サイコー物産株式会社 | 安芸高田市高宮町羽佐竹869 | 3，900 | 10 | 100 |

## 8 検等手数料及び歳入状況

（1）検査手数料の推移
（円）

| 年 度 | 牛 • 馬 | と 豚 $^{\text {r }}$ | めん 羊 山 羊 | 病 畜 | 食 鳥 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 昭和 $28.4 \sim 50.3$ | 300 | 200 | 50 | 400 |  |
| $50.4 \sim 51.3$ | 500 | 350 | 100 | 500 |  |
| $51.4 \sim 57.3$ | 900 | 450 | 250 | 1，000 |  |
| $57.4 \sim 60.3$ | 900 | 450 | 250 | 1，000 |  |
| $60.4 \sim 63.3$ | 900 | 450 | 250 | 1，000 |  |
| $63.4 \sim$ 平成元． 3 | 900 | 450 | 250 | 1，000 |  |
| 元． $4 \sim 3.3$ | 900 | 450 | 250 | 1，200 |  |
| $3.4 \sim 4.3$ | 900 | 450 | 250 | 1，300 |  |
| $4.4 \sim 6.3$ | 900 | 450 | 250 | 1，300 | 4 |
| $6.4 \sim 9.3$ | 900 | 450 | 250 | 1，300 | 3 （4） |
| $9.4 \sim$ | 900 | 450 | 250 | 1，300 | 3（4） |

（注）食鳥検查手数料の（4）は土•日祝祭日及び年末年始
（2）検査手数料歳入状況
（円）

| 年 度 | 牛－馬 | と く－豚 | め ん 羊 <br> 山 羊 | 病 畜 | 食 鳥 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 16 | 1，582，200 | 9，158，400 | 0 | 0 | 10，925，944 | 21，666，544 |
| 17 | 1，368，000 | 8，716，950 | 0 | 0 | 11，100，962 | 21，185，912 |
| 18 | 1，363，500 | 7，888，500 | 0 | 0 | 10，821，522 | 20，073，522 |
| 19 | 1，262，700 | 5，593，950 | 0 | 0 | 10，834，635 | 17，691，285 |
| 20 | 1，202，400 | 5，435，100 | 0 | 0 | 10，781，556 | 17，419，056 |
| 21 | 1，081，800 | 0 | 0 | 0 | 10，715，393 | 11，797，193 |
| 22 | 1，026，000 | 0 | 0 | 0 | 10，354，820 | 11，380，820 |
| 23 | 981，900 | 0 | 0 | 0 | 11，469，444 | 12，451，344 |
| 24 | 956，700 | 0 | 0 | 0 | 11，529，418 | 12，486，118 |
| 25 | 852，300 | 0 | 0 | 0 | 11，593，229 | 12，445，529 |

第2章 事業の概要

## 1 事業概況

当所は，昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて，食用に供する目的で管内 1 と畜場に搬入 される獣畜（牛，とく，馬，豚，めん羊，山羊）のと畜検査を実施している。

現場では，すべての獣畜に対して 1 頭ずつ，生体検査，内臓検査及び枝肉検査を行い，食肉の安全性確保に努めるとともに，HACCP の考え方に沿って，と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。さらに，残留有害物質モニタリング検査及び牛枝肉の衛生検査を計画的に実施し，食肉の衛生的品質向上を図っている。

また，平成 3 年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき，平成 4 年度から管内 2 施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し，管内 14 施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。さらに，残留有害物質モニタリング検査を計画的に実施し，食鳥肉 の衛生的品質向上を図っている。

当所は，全国食肉衛生検査所協議会に加入し，調査研究，学会，研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。
（1）と畜検査
ア 平成 25 年度の総と畜検査頭数は 948 頭であった。その内訳は，牛は 947 頭，豚は 1 頭であ った。
イ 検査の結果，全部廃棄した獣畜は牛が 2 頭であった。一部廃棄頭数は牛が 914 頭（ $96.5 \%$ ），豚が 1 頭（ $100.0 \%$ ）であった。
（2）食鳥検査
ア 平成 25 年度の総食鳥検査羽数は，ブロイラーが $3,566,465$ 羽であった。
イ 検査の結果，全部廃棄した羽数は 21,949 羽（ $0.6 \%$ ）で，その理由は炎症が 11,266 羽で最も多く，以下大腸菌症（ 4,451 羽），腹水症（ 2,438 羽），削瘦及び発育不良（ 1,758 羽），放血不良 （1，284羽）の順となっている。一部廃棄羽数は 93，290羽（2．6\％）であった。
（3）試験室内検査
ア 人と動物の共通感染症，法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや，現場で の診断が困難なものについては，試験室内において細菌学的，理化学的及び病理学的検査を実施して，その結果に基づいて診断を行っている。平成 25 年度に試験室内検査を行った獣畜 68頭のうち，全部廃棄した獣畜は 2 頭であった。
イと畜場に搬入された牛のうち，平成 25 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まではすべての牛について，平成 25 年 7 月 1 日以降は生後 48 カ月齢超の牛について，BSE（牛海綿状脳症）スクリーニン グ検査を実施した。

平成 25 年度は 301 頭について BSE スクリーニング検査を実施し，すべて陰性であった。
ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し，作業手順改善の効果判定等に用いるため，牛枝肉のふき取り検査を実施した。併せて腸管出血性大腸菌 O157 による汚染の有無を確認し た。
エ 食肉及び食鳥肉への抗菌性物質等の残留の有無を調べるため，残留有害物質モニタリング検査を実施した。
オ 対韓国輸出食鳥等における微生物モニタリング検査（サルモネラ検査）を実施した。
（4）衛生指導等
ア 食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症（TSE）対応マニュアル及びロ蹄疫等発生時の対応マニュアルに基づき，発生時の対応について机上演習を実施した。
イと畜場の管理者及び作業従事者に対して，衛生管理講習会を開催した。

ウ 食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施した。 エ 管内の大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 14 施設について，立ち入り検査及 び許可認定事務を行った。
（5）消費者等に対する衛生教育
食肉の安全に対する関心が高まる中，消費者等に対する衛生講習会の実施及び施設見学者の受 け入れを行った。
（6）調査研究
「 A 食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況」及び「BSEに関する意識調査と情報発信の検討」について実施し，その成果を各種学会，研修会，業績発表会等で発表した。

## 2 と畜検査

（1）月別と畜検査頭数
（単位：日，頭）

| 月 | 検査日数 | 肉用牛 |  | 乳用牛 |  | とく |  | 馬 |  | 豚 |  | めん山羊 |  | 月計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 健 | 病 | 健 | 病 | 健 | 病 | 健 | 病 | 健 | 病 | 健 | 病 |  |
| 4 | 16 | 96 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 96 |
| 5 | 16 | 82 |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 87 |
| 6 | 15 | 76 |  | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 78 |
| 7 | 18 | 97 |  | 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 103 |
| 8 | 13 | 73 |  | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 75 |
| 9 | 13 | 66 |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 71 |
| 10 | 18 | 75 |  | 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 82 |
| 11 | 13 | 67 |  | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 69 |
| 12 | 15 | 87 |  | 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 92 |
| 1 | 13 | 61 |  | 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 67 |
| 2 | 14 | 58 |  | 3 |  |  |  |  |  | 1 |  |  |  | 62 |
| 3 | 13 | 62 |  | 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 66 |
| 計 | 177 | 900 | － | 47 | － | － | － | － | － | 1 | － | － | － | 948 |

（2）年度別と畜検査頭数
（単位：頭）

| 年度 | 牛 | とく | 馬 | 豚 | めん山羊 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 16 | 1,754 | - | 4 | 20,353 | - | 22,111 |
| 17 | 1,520 | - | - | 19,372 | - | 20,892 |
| 18 | 1,515 | - | 1 | 17,531 | - | 19,047 |
| 19 | 1,403 | - | - | 12,432 | - | 13,835 |
| 20 | 1,336 | - | - | 12,079 | - | 13,415 |
| 21 | 1,202 | - | - | 1 | - | 1,203 |
| 22 | 1,140 | - | - | 1 | - | 1,141 |
| 23 | 1,091 | - | - | 1 | - | 1,092 |
| 24 | 1,063 | - | - | 1 | $-1,064$ |  |
| 25 | 947 | - | - | 1 | - | 948 |

（3）と畜検査頭数の推移


（5）年度別処分頭数


## 3 食鳥検査

（1）月別食鳥検査羽数
（単位：日，羽）

| 月 | 広島食鶏事業（協） |  | サイコー物産（株） |  | 月計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 日数 | ブロイラー | 日数 | ブロイラー |  |
| 4 | 22 | 223，471 | 21 | 82，922 | 306，393 |
| 5 | 23 | 230，035 | 23 | 89，994 | 320，029 |
| 6 | 20 | 200，359 | 18 | 68，518 | 268，877 |
| 7 | 22 | 195，869 | 22 | 82，401 | 278，270 |
| 8 | 22 | 211，454 | 20 | 75，045 | 286，499 |
| 9 | 20 | 200，225 | 20 | 76，312 | 276，537 |
| 10 | 22 | 223，050 | 22 | 86，692 | 309，742 |
| 11 | 22 | 231，644 | 21 | 84，438 | 316，082 |
| 12 | 23 | 237，184 | 21 | 92，267 | 329，451 |
| 1 | 20 | 210，295 | 21 | 79，342 | 289，637 |
| 2 | 20 | 203，120 | 19 | 76，020 | 279，140 |
| 3 | 21 | 219，441 | 22 | 86，367 | 305，808 |
| 計 | 257 | 2，586，147 | 250 | 980，318 | 3，566，465 |

（2）年度別食鳥検査羽数
（単位：羽）

| 年度 | ブロイラー | 成 鶏 | あひ る | 七面 鳥 | 合 |
| ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | :--- |
| 16 | $3,388,768$ |  | - |  |  |
| 17 | $3,431,391$ | - |  |  | $3,388,768$ |
| 18 | $3,372,359$ | - |  |  | $3,431,391$ |
| 19 | $3,366,963$ | - |  |  | $3,372,359$ |
| 20 | $3,333,231$ | - |  |  | $3,366,963$ |
| 21 | $3,300,635$ | - |  |  | $3,333,231$ |
| 22 | $3,209,792$ | - |  |  | $3,300,635$ |
| 23 | $3,544,086$ | - |  |  | $3,544,086$ |
| 24 | $3,564,653$ | - |  |  | $3,564,653$ |
| 25 | $3,566,465$ | - |  |  | $3,566,465$ |

（3）検査羽数の推移
ブロイラー(羽)

（4）年度別処分状況
（単位：羽）

| 年度 | 検 査 羽 数 | 処 分 羽 数 | 処 分 |  | 分 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  |  |  | 一部廃棄 |  |  |
| 16 | $3,388,768$ | 83,124 | 18,404 | 64,720 | $2.45 \%$ |
| 17 | $3,431,391$ | 98,850 | 16,244 | 82,606 | $2.88 \%$ |
| 18 | $3,372,359$ | 85,227 | 14,233 | 70,994 | $2.53 \%$ |
| 19 | $3,366,963$ | 89,903 | 17,811 | 72,092 | $2.67 \%$ |
| 20 | $3,333,231$ | 75,104 | 18,350 | 56,754 | $2.25 \%$ |
| 21 | $3,300,635$ | 79,045 | 22,168 | 56,877 | $2.39 \%$ |
| 22 | $3,209,792$ | 93,100 | 30,748 | 62,352 | $2.90 \%$ |
| 23 | $3,544,086$ | 110,392 | 24,420 | 85,972 | $3.11 \%$ |
| 24 | $3,564,653$ | 112,378 | 21,432 | 90,946 | $3.15 \%$ |
| 25 | $3,566,465$ | 115,239 | 21,949 | 93,290 | $3.23 \%$ |

（5）原因別処分状況


## 4 伝達性海綿状脳症（TSE）対策



（2）食鳥検査（種類別）

|  | 㑑 | ¢ |  |  | ¢ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ＊ 6 ¢ | $\wedge$ |  |  | $\wedge$ |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 这目 K 面 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 廿 䒅 絺 装 |  |  |  |  |
|  | \＄踟 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 畔 犋 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 豊 紫 | $\rightarrow$ |  |  | － |
|  | 橵 檈 |  |  |  |  |
|  | 沓 䕀 |  |  |  |  |
|  | 㺲 目 |  |  |  |  |
|  | 䘫 长 装 | $\approx$ |  |  | $\approx$ |
|  | 兴 㻃 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 紋 其 |  |  |  |  |
|  | 始 \＃\＃\＃f 紫 |  |  |  |  |
|  | 断 犲 奨 |  |  |  |  |
|  | 捡 揌 眎 |  |  |  |  |
|  | 会 目 装 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 弾 目 断 |  |  |  |  |
| 誌嫼 | $\cdots$ ¢ ¥ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | K 監 揠 森 | $\sim$ |  |  | $\sim$ |
| $\mid A$ | $\cdots 6$ ¢ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 算く迋出尚 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 11H－R入人入奨 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 晹 䕀 |  |  |  |  |
|  |  | ¢ |  |  | ¢ |
|  | 無 無 | 边 | 品哭 | N |  |



（5）牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査
平成 25 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで

| 検査実頭数 | 分類 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 生後 24 ヶ月齢以上の牛のらち，生体検査において運動障害，知覚障害，反射又は意識障害などの神経症状が疑われた もの及び全身症状を呈するもの | 生後 30 力月齢以上の牛 | その他の牛 | 陽性頭数 |
| 261 | 0 | 36 | 225 | 0 |

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

| 検査実頭数 | 分類 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 生後 24 ヶ月齢以上の牛のらち，生体検査において運動障害，知覚障害，反射又は意識障害などの神経症状が疑われた もの及び全身症状を呈するもの | 生後 48 力月齢以上の牛 | その他の牛 | 陽性頭数 |
| 40 | 0 | 40 | 0 | 0 |

（6）モニタリング検査
ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査
（検体数）

| 検 | 査 | 頭 | 数 | 腸 | 管 | 出 血 |  | 大 | 菌 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 免疫クロマト法（O157） |  |  | P | C | R | 法 |
|  |  |  | 36 |  |  | 36 |  |  |  | 36 |

1 牛枝肉及び施設等の微生物污染実態検査
（検体数）

| 検体 | 検査頭数 | 検査項目 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 一 般 細 菌 数 | 大 腸 菌 群 数 | カンピロバクター |
| 牛枝肉ふき取り | 42 | 84 | 84 | － |
| 牛胆汁 | 2 | － | － | 2 |

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査
（検体数）

| 検 査 頭 数 | 垔 | 椎 | 周 | 囲 | 外 | 側 | 腹 | 部 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
|  |  | 17 |  |  |  | 17 |  |  |

エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査
（検体数）

| 畜 種 | 検 査 羽 数 | サルモ年 |
| :---: | :---: | :---: |
| 鶏 | 72 | 72 |

才 牛血液性状検査
（検体数）

| 検 | 査 | 頭 | 数 | 全 血 |  |  |  |  | 生 | 化 | 学 | ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 赤血球 | 白血球 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 54 | 52 | 53 |  |  |  |  |  |  | 324 |

力 食鳥及び施設等の微生物汚染実態検査（大規模食鳥処理施設）
（検体数）

| 検 体 | 検 査 羽 数 <br> $\left(\begin{array}{ll}\text {（ }\end{array}\right.$    <br> 牛 数 ）  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 鶏 | 240 | 704 |
| 施設等ふき取り | 30 | 30 |

## 6 衛生指導等

（1）三次食肉加工センターに対する衛生指導
と畜衛生講習会

| 月 日 | 場 所 | 出席者数（人） |
| ---: | :--- | ---: |
| 2月28日 | 検查所 | 20 |

（2）伝達性海綿状脳症及び口蹄疫対策
食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症（T S E）対応マニュアル及び口蹄疫等発生時の対応 マニュアルに基づき，発生時の対応について机上演習を実施した。

| 月 日 | 場 所 | 出席者数（人） |
| ---: | :--- | ---: |
| 6 月7日 | 検查所 | 18 |

（3）消費者等に対する衛生教育

| 月 日 | 場 所 | 参加人数（人） |
| :---: | :--- | ---: |
| 6 月 24 日 | 東広島商工会議所 | 71 |
| 6 月 26 日 | 東広島庁舎 | 27 |
| 6月 27 日 | 庄原市園文化センター | 182 |
| 7 月9日 | 布野生涯学習センター | 40 |
| 7 月 11 日 | 三次庁舎 | 55 |
| 7 月16日 | 三次広域商工会甲奴支所 | 16 |

（4）鳥インフルエンザ対策
食鳥検查における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施した。

| 月 日 | 場 所 | 参加人数（人） |
| :---: | :---: | ---: |
| 11 月 13 日 | 検査所 | 15 |

（5）認定小規模食鳥処理場立入検査

| 施 | 設 | 数 | 立 | 入 | 検 | 査 | 延 | べ | 件 | 数 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 14 |  | 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（6）認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況
（単位：羽）

| 処 | 理 | 羽 | 数 | 66,796 |
| :--- | :---: | :---: | ---: | :---: |
| と | d | $つ$ | 禁 | 止 |
| 全 | 部 | 廃 | 棄 | - |
| - | 部 | 廃 | 重 | 178 |

第3章 調査及び研究

## 1 平成 25 年度の調査研究発表

## A食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況

広島県食肉衛生検査所 ○増田加奈子，湯藤亜里

## はじめに

カンピロバクターを原因とする食中毒事件は全国的にも多発しており，原因食品が判明したも のでは鶏肉が関与しているものが多い。しかし，大規模食鳥処理場においては，解体処理工程に おいて，一部の汚染とたいにより汚染の拡散が起こり鶏肉の交差汚染は避けられないとの報告も ある ${ }^{[1][2]}$ 。そこで今回，県内の大規模食鳥処理場で処理される鶏のカンピロバクター保菌状況及 び食鳥処理場の衛生管理状況を調査した結果，食鳥処理場における交差汚染を未然に防止するた めには，カンピロバクターを保菌している鵎を後に処理する等の区分処理を行うことが効果的で あると考えられたので，その概要を報告する。

## 材料及び方法

1 調査期間：平成25年5月～9月
2 調査対象施設：管内 A 食鳥処理場（中抜き方式）
3 材料
（1）盲腸内容物
内臓摘出時に盲腸ごと採材した。
（2）とたいの拭き取り
内臓摘出後，予備チラーに投入される前のとたい及び本チラー通過後のとたい表面（ $5 \mathrm{~cm} \times 5 \mathrm{~cm}$ ） を滅菌タンポンで拭き取った。
（3）施設内の拭き取り
湯漬け水，とたい洗浄水，内外洗浄水，予備チラー水及び本チラー水については， とたいが通過する時間と同時間滅菌タン ポンを浸漬した。脱羽機については，機械


図1 食鳥処理工程（中抜き方式）内部を滅菌タンポンで拭き取った（図 1 ）。

## 4 検査方法

拭き取りなどに使用した滅菌タンポンは採取直後に，盲腸内容物については試験室内で無菌的

に 1 g 計量後，プレストン培地に接種し $42^{\circ} \mathrm{C} 24$ 時間増菌培養を行った。増菌培養後，一白金耳を m C C D A 培地に塗抹し $42^{\circ} \mathrm{C} 48$ 時間培養した。分離したコロニーについて，グラム染色及びオキ シダーゼ試験を実施し，カンピロバクター属菌が疑われたものについて，5 \％馬血液加ミューラー ヒントン培地で $37^{\circ} \mathrm{C} 72$ 時間純培養した。また，同時にセファロチンおよびナリジクス酸について薬剤感受性試験を行い，セファロチンに耐性を示したものについて，馬尿酸加水分解試験により菌種を同定した。なお，培養は全て微好気下で行った。

## 成績

1 鶏のカンピロバクター保菌状況
盲腸内容物からの検出率は $12.0 \% ~(13 / 108) ~$ で， 7 農場 15 鶏舎のうち， 3 農場 6 鶏舎から検出 された（表1）。

表1 農場別の検出率および陽性鶏舎数

|  | 農場 |  |  |  |  |  |  |  | 計 |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | A1 | A2 | B1 | B2 | C | D | E |  |  |
| 陽性羽数／検査羽数 | $0 / 24$ | $3 / 33$ | $3 / 15$ | $7 / 15$ | $0 / 5$ | $0 / 11$ | $0 / 5$ | $13 / 108$ |  |
| （検出率 $\%$ ） | $(0 \%)$ | $(9.1 \%)$ | $(20.0 \%)$ | $(46.7 \%)$ | $(0 \%)$ | $(0 \%)$ | $(0 \%)$ | $(12.0 \%)$ |  |
| 陽性鶏舎数／検査鶏舎数 | $0 / 2$ | $1 / 4$ | $2 / 3$ | $3 / 3$ | $0 / 1$ | $0 / 1$ | $0 / 1$ | $6 / 15$ |  |

2 とたいの污染状況（区分処理前）
チラー前のとたいからの検出率は $51.0 \% ~(26 / 51)$ で，チラー後のとたいからの検出率は $37.8 \%$ （ $17 / 45$ ）であった。そのうち，盲腸内容物からカンピロバクターが検出されなかった鶏舎の鶏（以下，非保菌鶏群）のみを処理した場合，チラー前後のとたいいずれからも検出されなかつた。一方，盲腸内容物からカンピロバクターが検出された鶏舎の鶏（以下，保菌鶏群）のみを処理した場合，チラー前のとたいから $100 \% ~(10 / 10) ~$ ，チラー後のとたいから $80 \% ~(8 / 10) ~$ 検出された。 また，保菌鶏群処理後に非保菌鶏群を処理した場合，チラー前のとたいについては，保菌鶏群，非保菌鶏群ともに $100 \% ~(5 / 5) ~$ 検出され，チラー後のとたいについては，保菌鶏群 $80 \% ~(4 / 5) ~$ ，非保菌鶏群 $100 \% ~(5 / 5) ~$ から検出された（図 2 ）。


図2 処理順によると体の汚染状況

3 食鳥処理場の衛生管理状況及び汚染状況
（1）施設の衛生管理状況
湯漬けの湯温は $60 \pm 2^{\circ} \mathrm{C}$ ，とたい洗浄水は残留塩素濃度約 100 ppm ，予備チラー水は約 50 ppm ，

本チラー水については約 50 ppm かつ水温 $3^{\circ} \mathrm{C}$ 以下に管理されていた。チラー水はいずれも一定 の塩素濃度に保たれた冷却水で 1 l／羽の量で換水されていた。
（2）施設の汚染状況
非保菌鶏群処理時には，いずれの処理工程からも検出されなかつた。
保菌鶏群処理時には，脱羽機及び塩素を添加していない内外洗浄水から検出され，また本チ ラー水からは塩素濃度及び水温が管理されているにも関わらず検出された。

## 4 区分処理の効果

調査結果を A 食鳥処理場にフィードバックし，カンピロバクターが検出された保菌鶏群を非保菌鶏群の後に処理した結果，保菌鶏群からは盲腸内容物，チラー前後のとたい，内外洗浄水，予備チラー水及び本チラー水いずれからも検出されたが，非保菌鶏群からはそのいずれからも検出 されなかった（表2）。

表2 区分処理の効果

| 処理順 | チラー前 | 内外洗浄 | 予備チラー | 本チラー | チラー後 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1）非保菌鵎群 <br> （盲腸 $0 / 10$ ） | $0 / 10$ | — | － | — | $0 / 10$ |
| （2）保菌鶏群 <br> （盲腸 4／10） | $10 / 10$ | 十 | ＋ | + | $9 / 10$ |

5 菌種の同定
検出されたカンピロバクターは，全てC．jejuniであった。

## 考察

今回の調査では，A食鳥処理場に搬入された鶏のカンピロバクターは特定の農場•鶏舎から検出され，農場•鶏舎によって保菌率に大きな差があることがわかった。

また，保菌鶏群の後に処理された非保菌鶏群のとたいから検出されたことから，非保菌鶏群は保菌鶏群から処理工程内で交差汚染を受けていることが示唆された。

現在の衛生管理では，とたいからカンピロバクターを完全に排除することは期待できないと考 えられることから，A食鳥処理場において区分処理を実践した結果，交差汚染防止の効果が認め られた。

一度汚染された農場•鶏舎でカンピロバクターを制御することがきわめて困難な現状では，汚染農場•汚染鶏舎を特定し，区分処理を行うことがカンピロバクター汚染を最小限にするために効果的と思われる。

## 引用文献

［1］品川邦汎：食鳥肉のカンピロバクター汚染とその防止，食品衛生研究，56，25－31（2006）
［2］中馬猛久：カンピロバクター食中毒予防の現状と展望，食品衛生研究，62，7－15（2012）

# B S Eに関する意識調査と情報発信の検討 

広島県食肉衛生検査所 ○田原綾香 森中重雄

## 1 はじめに

B S E対策全般の見直しが行われた結果，B S Eスクリーニング検査の対象月齢が 48 か月齢超に引き上げられ，平成25年6月30日に全頭検査は全国一斉に終了した。

科学的根拠に基づき見直しが行われたBSE対策であるが，報道ではBSE検査対象月齢の緩和及び全頭検査の終了のみがクローズアップされ，牛肉の安全性に不安をもつ消費者も多い と考えられる。

今回，食品関係事業者を対象に，B S E に対する認識状況や情報の浸透状況を把握するため アンケート調査を実施し，B S E の情報発信のあり方について検討したので，その概要を報告 する。

## 2 調査方法等

平成 25 年 6 月～7月にかけて，県内各保健所で行われた食品衛生講習会受講者 800 名を対象に アンケート調査を実施した。

## 3 調査結果

（1）回収数等
回収数：564名（回収率 71\％）
性別：男性 $45 \% ~(252$ 名），女性 $55 \% ~(309$ 名）（無回答 3 名を除く。）
年齢：20代5\％（25名），30代14\％（81 名），40代21 \％（118名），50代20\％（113名）及び 60 代以上 $40 \% ~(224$ 名）（無回答 3 名を除く。）
（2）B S E の認識状況
B S E について，知っている人の割合は $54 \%$（ 306 名），知っているが詳しくはわからない人は $43 \% ~(243$ 名），知らない人は $3 \% ~(15$ 名）であった。
（3）日本で実施されているBSE対策の認識状況
（1）B S E 検査について
日本でB S E 検査が行われていることについて，知っている人の割合は 49 \％（272 名），知っているが詳しくはわからない人は $43 \% ~(242$ 名），知らない人は $8 \% ~(46$ 名）であった。 （無回答 4 名を除く。）
（2）特定部位の除去について
特定部位の除去について，知つている人の割合は $26 \%$（149名），知っているが詳しくは

わからない人は $39 \% ~(219$ 名），知らない人は $35 \% ~(195$ 名）であった。（無回答 1 名を除 く。）
（3）飼料規制について
日本でB S E が確認されて以降，飼料規制を実施していることについて知っている人の割合は $43 \% ~(240$ 名），知っているが詳しくはわからない人は $32 \% ~(178$ 名），知らない人 は $25 \% ~(143$ 名）であった。（無回答 3 名を除く。）
（4）日本におけるB S E の発生状況
（3）③の回答に対し，飼料規制が徹底された後に生まれた牛からは，B S E が発生していな いことを知っている人の割合は $27 \%$（ 151 名），知つているが詳しくはわからない人は $37 \%$ （210名），知らない人は $36 \% ~(199$ 名）であった。（無回答 4 名を除く。）
（5）B S E 検査対象月齢見直しについて
「全頭検査を望む」が $34 \% ~(195$ 名），「わからない」が $32 \% ~(180$ 名），「48 か月齢超でよ い」が $21 \%$（118名），「日本ではB S E 検査をしなくてもよい」が $1 \%$（ 6 名），無回答が $12 \%$ （65名）であった（図1）。

「全頭検査を望む」理由（複数回答）は，「消費者の安心の観点から必要」が 154 件，「48 か月齢以下の牛からBSEが全く発生しないとはいえないから」が 96 件と多かった（図 2）。

（6）見直し後のB S E 対策
対策の見直し後は，月齢に応じた特定部位の除去を全頭行っているが，そのことを知って いる人の割合は $7 \% ~(41$ 名），知っているが詳しくはわからない人は $27 \% ~(151$ 名），知らな い人は $56 \% ~(316$ 名），無回答は $10 \% ~(56$ 名）であった。
（7）B S Eについての情報の入手方法（複数回答）（図 3）

情報の入手方法は「新聞やテレビ などのニュース」であるという回答 が 467 件で最も多く，「国や県のホー ムページ」は21件であった。
（8）意見，要望


図3 BSEについての情報の入手方法

意見，要望については，「一般消費者に対しとてもわかりにくい。安心出来ない。もつとわ かりやすく伝えて欲しい」，「国の情報が $100 \%$ 信頼できない」との意見があつた。

## 4 考察

今回実施したアンケートの結果，平成 13 年から行われていると畜場での B S E 対策につい ては高い認識状況を示した。一方で，B S E 対策の成果や見直し後の対策についての認識状況 は低かつた。また，B S E 検査については「全頭検査の継続を望む」との回答が最も多く，次 に「わからない」との回答が多くあった。国内でのBSE発生当初に比べ，現在はBSEにつ いて様々なことが明らかになっているが，一般消費者よりも関心が高いと思われる食品関係事業者でさえ，この様な結果になったことから，B S E に関する最新の科学的知見はあまり浸透 していないものと考えられた。食の安全•安心を求めることは重要であるが，現在の日本の状況 に応じて見直されたBSE対策について正しく判断ができるよう，最新の知見を消費者に発信 し理解してもらう必要がある。

情報入手の方法は新聞やテレビが大半であり，多くの人が受動的に情報を入手していた。こ れに対し，能動的に情報を入手する方法の一つであるインターネットについては，ニュースな どを閲覧していても，国及び県のホームページはあまり利用されていない状況であった。行政 の作成する資料が消費者にとつてわかりにくく，理解しにくいことが利用されない原因の一つ と思われる。行政機関では多くの消費者に理解してもらえるよう，専門用語もできる限り噛み砕き，図などを併用して，消費者にとつてわかりやすい情報を発信する必要がある。

当所においても，行政機関のホームページがあまり利用されていないことを踏まえ，わかり やすいホームページを作成した上で，他の関係機関（食肉に関する情報を発信する機関）とリ ンクさせ，食肉の情報が消費者に届きやすくする必要がある。また，施設見学の受け入れ，作成した啓発リーフレットの講習会等での配布など，消費者に積極的に情報を発信し，食肉に対し て消費者が抱える疑問に応えていきたい。

## 2 調査研究発表（平成 16 年度～平成 25 年度）

| 年度 | 学 会 等 | 演 題 | 発 表 者 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 16 | 第49回広島県獣医学会日本獣医公衆衛生学会（中国）双三獣医師会技術検討会 | と畜場における排水中の脊髄組織の動向 についての一考察 | 井上 佳織 |
|  | 食肉衛生検査所協議会中•四国ブ ロック会議 <br> 双三獣医師会技術検討会 | と畜場の搬入豚における毒素産生性 Pasteurella multocida の分離状況 | 東久保 靖 |
|  | 食品衛生監視員等業績発表会全国公衆衛生獣医師協嶬会平成 16年度調査研究発表会 | B S Eに関する消費者意識ーリスクコミ ュニケーションに向けてー | 金田 佳子 |
| 17 | 食品衛生監視員等業績発表会食肉衛生検查所協議会中•四国ブ ロック会議 <br> 双三獣医師会技術検討会 | と畜場における脳脊髄組織の付着状沉と その対策 | 石田 学 |
|  | 第50回広島県獣医学会 <br> 日本獣医公衆衛生学会（中国） <br> 双三獣医師会技術検討会 | ブロイラーで認められた腹腔内腫瘍 | 山下 和子 |
| 18 | 食品衛生監視員等業績発表会日本獣医公衆衛生学会（中国）双三獣医師会技術検討会 | 認定小規模食鳥処理施設における衛生対策に関する検討 | 伊坪 堅香子東久保 靖伊坪 堅香子 |
| 19 | 食品衛生監視員等業績発表会食肉衛生検査所協議会中•四国ブ ロック会議 | 食肉の安全•安心に関する意識調査 | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 伊坪 } & \text { 堅香子 } \\ \text { 久保田 早苗 } \end{array}$ |
|  | 第51回広島県獣医学会日本獣医公衆衛生学会（中国）三次獣医師会技術検討会 | ニワトリの皮膚扁平上皮癌の 1 例 | 山下 和子 |
|  | 第51回広島県獣医学会 <br> 日本獣医公衆衛生学会（中国） <br> 三次獣医師会技術検討会 | 内臓処理工程における牛肝臓の衛生実態調査 | 長澤 元 |
| 20 | 日本獣医公衆衛生学会（全国）食品衛生監視員等業績発表会（中国誌上） <br> 三次獣医師会技術検討会 | 認定小規模食鳥処理場の衛生対策 | 井上 佳織 |
| 21 | 全国公衆衛生獣医師協議会調查研究発表会 <br> 第27回全国食肉衛生検查所協議会理化学部会研修会 <br> 三次獣医師会技術検討会 | Bacillus mycoides の芽胞形成が良好と なる培地の検討 | 長澤 元 |
|  | 食肉衛生検査所協議会中国•四国ブ ロック会議 | 牛肝臓にみられた包膜炎の一例 | 前田 貴容子 |


| 年度 | 学 会 等 | 演 題 | 発 表 者 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 22 | 食品衛生監視員等業績発表会第54回広島県獣医学会 <br> 日本獣医公衆衛生学会（中国）食肉衛生検査所協議会中国•四国 ブロック会議厚生労働省食鳥肉衛生発表会三次獣医師会技術検討会 | ブロイラーの蜂禽織炎 | 前田 貴容子 |
| 23 | 食品衛生監視員等業績発表会日本獣医公衆衛生学会（中国）三次獣医師会技術検討会 | と畜場における牛枝肉の衛生対策につ いて | 大原祥子 |
| 24 | 食品衛生監視員等業績発表会 | 従事者が積極的に関わったと畜場衛生対策への取り組み | 増田加奈子 |
|  | 第55回広島県獣医学会 <br> 日本獣医公衆衛生学会（中国） <br> 食肉衛生検查所協議会中国•四国 ブロック会議 <br> 厚生労働省食肉衛生発表会 <br> 三次獣医師会技術検討会 | と畜場におけるデハイダーの污染状況調査と消毒法の検討 | 森中重雄 |
| 25 | 第56回広島県獣医学会日本獣医公衆衛生学会（全国）食肉衛生検查所協議会中国•四国 ブロック会議厚生労働省食鳥肉衛生発表会三次獣医師会技術検討会 | A食鳥処理場における衛生管理とカンピ ロバクター検出状況 | 増田加奈子 |
|  | 食品衛生監視員等業績発表会食肉衛生検査所協議会中国•四国 ブロック会議 <br> 三次獣医師会技術検討会 | BSE に関する意識調査と情報発信の検討 | 田原綾香 |

第4章 その他の参考資料

三次食肉加工センター使用料及び解体料
平成 26 年 3 月 31 日現在
（円）

|  | 牛馬 | とく | 豚 | めん羊山羊 | 病畜 |  |  |  | 摘要 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 牛馬 | とく | 豚 | めん山羊 |  |
| 使用料 | 4，200 | 1，890 | 1，313 | 945 | 8，400 | 3，780 | 2，625 | 1，890 | 時間外は倍額 |
| 解体料 | 4，515 | 1，418 | 1，260 | 735 | 4，515 | 1，418 | 1，260 | 735 | 時間外は倍額 |

検査所案内
広島県食肉衛生検査所
728－0025 広島県三次市粟屋町1911－1
TEL（0824）63－1305
FAX（0824）63－6130

JR西日本 三次駅より
約 5 Km
中国自動車道 三次インターより約 6 Km


